

休日保育のご案内

➤ 休日保育とは

休日等（日曜日・または祝日）に就労等の事情により常態的に保育を必要とする保護者が、通常利用の一部として保育所をご利用いただけるサービスです。

➤ 実施保育所

津市高茶屋小森町4159番地 社会福祉法人洗心福祉会はなこま保育園

➤ ご利用対象

次の事情を全て満たす場合にご利用いただけます。

- 津市で教育・保育給付認定（2号・3号）を受けた保護者のお子さんで現に保育所等を利用している。
- 就労・疾病などの保護者が教育・保育給付認定を受けた事由により、休日等に家庭内での保育が困難な状態である。

➤ 利用日及び保育時間

休日保育を利用できる日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日で、保育時間は原則として午前8時30分から午後5時までです。（ただし、保育必要量が短時間認定の方の保育時間の上限は1日あたり8時間です。）

➤ 利用料金

保育所等の通常利用の一部であるため、基本的に別途利用料金をご負担いただく必要はありません。ただし、通常利用日数は週あたり最大6日ですので、休日保育をご利用いただくにあたっては、原則として、月曜から土曜のうち、保育所等を利用しない日（振替休日）を1日設けていただくこととなります。

なお、振替休日は出来る限り最寄りの週の休業日に取得してください。また、この振替休日の取得状況については、通常利用している保育所等で確認を受けていただく必要があります。

➤ 利用のしかた

① 利用登録

事前に利用登録申請書に必要事項を記入し、保育こども園課、各総合支所福祉課（市民福祉課）、又は、はなこま保育園に提出して利用登録を行ってください。

② 利用日予約

登録後、利用したい日をはなこま保育園に連絡し、承諾を得てから利用してください。

※ 利用のご予約は、利用を希望する月の前月1日（1日が土日祝日の場合はお休み明けの平日）の午後2時からお申込みが可能です。 電話番号 (059) 235-5665

③ 振替休日確認票

ご利用にあたっては、振替休日確認票に必要事項を記載のうえ、通常利用している保育所等へ提出してください。（園長が振替休日の取得状況を確認します。）

➤ **利用日に用意するもの**

【例】 弁当 水筒 コップ タオル エプロン バスタオル2枚 着替え 帽子 パンツ
おむつ おむつ交換時用タオル ビニール袋 等

※持ち物には、名前をお書きください。

※利用するときの持ち物は、お子さんの年齢により異なります。

※ミルクは、保育園にて準備します。ミルクについては、『すこやか・ほほえみ・つよいこ・ステップ』を用意していますが、それ以外のミルク（アレルギー対応ミルクも含む）をご希望される場合は、保護者にてご用意ください。

➤ **注意事項**

- ・事前に利用登録をしていないと、利用できませんのでご注意ください。
- ・けが等があった場合は、休日のため、救急病院にて受診します。ご了承ください。
- ・お子さまの様子がいつもと違う場合は、必ずご連絡ください。
- ・利用希望者が受入れ可能数を超えるなど、状況によっては利用できない場合があります。
- ・休日保育の登録に関するお問い合わせは、津市保育こども園課
(059-229-3167)
- ・ご利用に関するお問い合わせは、社会福祉法人洗心福祉会はなこま保育園
(059-235-5665)